

## 中国国際養子縁組制度の現状と課題（二）

李 憲

はじめに

### 1. 立法の変遷

- 1.1 1949年～1991年
- 1.2 1992年養子法
- 1.3 1998年養子法改正

### 2. 現行制度の概要

- 2.1 主管部門
- 2.2 準拋法
- 2.3 あっせん制度 (以上、本誌36号)
- 2.4 実質的要件
- 2.5 形式的要件
- 2.6 障がい児童・年長児童に関する特別制度 (以上、本号)

### 3. 議論状況と課題

おわりに

#### 2.4 実質的要件

すでに述べたように、2011年4月1日に施行された適用法は、「養子縁組の条件と手続きについては、養親志願者と候補児童の常居所地法を適用」し、「養子縁組の効力については、養子縁組時の養親志願者の常居所地法を適用」し、「養子縁組の解除については、養子縁組時の候補児童の常居所地法又は裁判所所在地法を適用する」としたのである（28条）。その内、養子縁組の効力及び養子縁組の解除（離縁）については、主に（養親志願者の常居所地法など）外国の法律が適用されることになるので、本稿では扱わないこととする。一方で、養子縁組の条件（実質的要件）と手続き（形式的要件）については、養親志願者及び候補児童の常居所地法が累積的に連結されることになるが、以下においては、主に（候補児童の常居所地法となる）中国法における養子縁組の要件について見ていきたい。

#### （1）養子の要件

##### ①年齢要件

14歳未満でなければならない（現養4条本文）。但し、3代（4親等）以内の同輩（同じ代）の傍系血族の子を養子にする場合や、継父母が継子を養子にする場合には、14歳以上でもよいとされている（現養7条1項、14条。なお、養子が成年者（18歳以上）でもよいかについては、議論の余地がある）。また、子が10歳以上である場合には、その同意を得なければならない（現養11条）。

## ②該当者——3種類の要保護児童

### （一）孤児（現養4条1号）

すなわち、父母が死亡したか死亡宣告（失踪宣告）を受けた場合の子を指す。孤児を送養する場合には、その父母の死亡証明書、又は人民法院がその父母の死亡を宣告した判決書を提出しなければならない（「民政部關於在辦理收養登記中嚴格区分孤兒与查找不到生父母的棄嬰的通知」（民婚函〔1992〕263号）。なお、本号のいう「父母」の範囲については、実親に限定されず、養親と継親も含まれるとの解釈が有力である<sup>56)</sup>。

### （二）遺棄児童（実親を探し出せない棄児・児童。現養4条2号）

本号は、実親に遺棄された嬰兒又は児童で、その実親を探し出すことができない場合を想定している。遺棄児童を養子に送り出す場合、送出者は、遺棄児童を発見した時の状況が証明できる書類（警察への通報記録など）、及びその実親又はその他の監護人を探したことを証明する書類を提出しなければならない（外登辦5条1項4号）。

### （三）被扶養困難児童（特別な困難により実親に扶養能力がない場合の子。現養4条3号）

実親が経済的な事情又は身体的な原因などにより子を扶養する能力を有しない場合、その実親は子を養子に送り出すことができる。但し、3代（4親等）以内の同輩（同じ代）の傍系血族の子を養子にする場合や、継父母が継子を養子にする場合には、実親に特別な困難がなくても、又は扶養能力があっても、養子縁組は可能である（現養7条1項、14条）。

中国の場合、これまで国際養子の対象となっていたのは主に社会福利機関で養育されている遺棄児童及び孤児であり、つまり社会福利機関が送養者となる場合がほとんどであった。また、各主管部門が発布した規則・規定も上記の場合を対象とするものが多かった（「關於社会福利機構涉外送養工作的若干規定」（民發〔2003〕112号）。以下、「若干規定」という）。それに対して、社会福利機関以外で養育されている孤児（社会福利機関以外の者が監護人である場合。以下、「社会散居孤児」という。）と、被扶養困難児童（実親が送養者である場合）については、（国内、国際ともに）養子縁組の成立件数が著しく低く、関連規定も具体性、操作性に欠けていた。そこで、民政部は2014年に「關於規範生父母有特殊困難無力撫養的子女和社会散居孤兒收養工作的意見」（民發〔2014〕206号、以下「孤兒收養意見」という。）を発布し、上記2種類児童の養子縁組促進に向けて規定の整備を図ったのである。孤兒收養意見では、2種類児童についても国内養子縁組優先の原則が適用されるが、それと同時に、国際養子縁組事業も積極的且つ穩便に展開していかなければならないとされている。なお、2015年、「關於開展查找不到生父母的打拐解救兒童收養工作的通知」（民發〔2015〕159号）が発布されたことにより、「社会福利機関又は救助保護機関に送られて12ヶ月を経過し、公安機関がその児童の実親又はその他監護人を探し出すことができなかった場合」の誘拐児童も国内養子縁組の対象となった。但し、右通知は国際養子縁組の場合には適用されない。

### ③人数要件

1人に限る（現養8条1項）。但し、孤児又は障がい児若しくは社会福利機関が養育する遺棄児童を養子にする場合や、継父母が継子を養子にする場合においては、1人の制限を受けない（現養8条2項、14条）。また、国際養子縁組の場合、養子が双子である場合や同じ社会福利機関で養育されている兄弟である場合を除き、一度に1人しか養子にすることができないとされている。再度養子縁組をする場合には、前回の養子縁組から1年後でなければならない<sup>57)</sup>。

## （2）送養者の要件

### ①孤児の監護人（現養5条1号）

社会福利機関に入所していない孤児については、その監護人が送養権を持つ。未成年者の監護人について、2017年10月1日から施行された「民法総則」27条は、次のように規定している。

・民法総則27条：

「父母は未成年者の監護人である。

未成年者の父母が死亡し又は監護能力を有しない場合には、次にあげる監護能力を有する者が順次に監護人を務める。

（一）祖父母、外祖父母；

（二）兄、姉；

（三）その他監護人を務める意思のある個人又は組織。但し、未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を得なければならない。」

### ②社会福利機関（現養5条2号）

社会福利機関に入所している孤児、遺棄児童については、入所中の社会福利機関が送養者となる。また、社会散居孤児については、監護人を社会福利機関に変更し、社会福利機関が送養者として養子縁組を行うことも可能とされている（孤児収養意見）。

### ③特別な困難があり、子を扶養する能力を有しない実親（現養5条3号）

実親が子を送養できるのは、原則として、特別な困難により子を扶養する能力がない場合に限る。また、養子縁組は、原則として父母双方で行わなければならない。但し、実親の一方が行方不明になったかそれを探し出すことができない場合には、単独でもできる（現養10条1項）。なお、中国特有の規定として、死亡親の父母（未成年者の祖父母）は優先的に孫を扶養することができるので（現養18条）、生存親が子を送養する場合には、まず右祖父母に扶養意思の有無を確認しなければならない（外登辦5条1項1号）。また、養親が特別な困難により子を扶養する能力を失ってしまった場合に、養子を再送養することができるかという問題について、民政部は、肯定的な見解を示している（「民政部辦公庁関于収養人因生活困難不能繼續撫養被収養人有關問題的復函」（民辦函〔2009〕177号））。

### （3）養親の要件

基本的には国内養子縁組と同じ要件となる。但し、注目すべきは、CCAAが2006年12月8日に発布した「中国収養中心対外国収養申請文件採取“優先弁理”的作法」（2007年5月1日より実施。以下「優先方針」という。）の存在である。その中で、CCAAは、養子縁組の申請が一定の厳しい基準をクリアした場合には、優先的に受理し審査を行うとしている。本来、立法権を有しないCCAAが制定した優先方針は、養子縁組の成立要件ではなく、あくまで養親志願者からの縁組申請を優先的受理・審査するための基準にすぎないはずだが、しかし、海外の国際養子縁組あっせん団体のホームページなどを確認してもわかるように、優先基準の内容は、実質的には、養子縁組の成立要件として紹介、運用されている（例えば、中国児童あっせん数が最も多いCCAI<sup>58)</sup> や、ニューヨーク州に本部をおくNew Beginnings Family and Children's Services<sup>59)</sup>（以下「New Beginnings」という。）、テキサス州に本部をおくGreat Wall China Adoption<sup>60)</sup>（以下「GWCA」という）など）。

しかし2011年以降になると、中国における国際養子縁組の規制には緩和の傾向も見られる。例えば、2011年3月15日、CCCWAは優先方針の対象外であった未婚女性も一定の条件を満たせば一定範囲内の児童を養子にすることができるとする規定を出している。さらに、CCCWAは2015年1月1日より新政策を採用し、未婚女性が養子にすることのできる児童の範囲を広めたり、養親志願者の年齢要件・所得要件などを緩和している。

以下においては、まず現行養子法上の養親の要件を確認し、その後、主にCCAA・CCCWAによる政策変遷を追っていくこととする。

#### ①現行養子法上の要件

(一) 子がいないこと（無子要件。現養6条1号）。但し、孤児又は障がい児若しくは社会福祉機関が養育する遺棄児童を養子にする場合には、無子要件の制限を受けない（現養8条2項）。前述のように、中国で国際養子として海外へ送り出されているのは、社会福祉機関で養育されている遺棄児童及び孤児がほとんどなので、特に国際養子縁組の場合、無子要件はあまり問題とはならない。但し、後述するように、障がい児や年長児など特別な配慮が必要な児童（Children With Special Needs。以下、「特需児童」という。）については、特別な措置が実施されている<sup>61)</sup>。

(二) 扶養・教育能力があること（現養6条2号）。具体的にはCCCWAの裁量に委ねられているが、後述のように、優先方針には詳細な基準が設けられている。

(三) 医学上、養子縁組をすることが適切でないと判断される疾病に罹患していないこと（現養6条3号）。

(四) 30歳以上であること（現養6条4号）。

(五) 単身でも可能であるが、配偶者がいる場合には、夫婦共同で縁組しなければならない（現養10条2項）。なお、法律上の夫婦ではない同居関係のカップルは、共同で養子縁組

をすることができないとされている（「民政部辦公庁關於外国人収養中国児童有關問題的復函」（民辦函〔1996年〕102号））。

（六）配偶者のいない男性が女子を養子にする場合は、40歳以上の年齢差が必要である（現養9条）。

## ②「優先方針」における基準

前述のように、CCCWAは2006年に「優先方針」を頒布し、養子縁組申請者が一定基準を満たした場合には、優先的にCCCWAの資格審査を受けることができるとしたのである。以下においては、その具体的な内容を整理することとする。

（一）異性婚の夫婦で、婚姻して2年が経過し、夫婦関係が円満である。夫婦の一方に離婚歴（2回を超えることができない。）がある場合には、現在の婚姻が5年以上持続していなければならない。

（二）夫婦双方とも30歳以上50歳未満である。特需児童を養子にする場合には、30歳以上55歳未満でなければならない。

（三）夫婦双方が心身とも健康で、次にあげる場合のいずれにも該当しない。

(a)エイズ（HIV）の場合。

(b)知的障がいの場合。

(c)伝染期にある伝染病の場合。

(d)両眼とも失明、両眼とも弱視、片眼失明で義眼を装着していない場合。

(e)両耳とも失聴、又は言語能力を喪失している場合（但し、同じ症状の特需児童を養子にする場合にはこの制限を受けない）。

(f)四肢又は躯幹が病変、欠損、麻痺、奇形により機能を失い又は機能に障がいが生じた場合、又は重度の顔面奇形である場合。

(g)悪性腫瘍、エリテマトーデス、腎臓病、癲癇など長期間の治療を要し、予期寿命に影響を及ぼすような重い疾病の場合。

(h)重要な臓器の移植手術から10年未満の場合。

(i)統合性失調症の場合。

(j)鬱病、躁鬱病、不安障がいなど重い精神障がいに罹患したことがあり、薬を止めてから2年未満の場合。

(k)体重指数（BMI） $\geq 40$ の場合。

（四）夫婦のいずれか一方に安定した職業があり、養子となる子を含めて、家庭1人当たりの年収が1万ドル以上で、且つ家庭純資産が8万ドル以上である。なお、救済金、弔慰金、傷病手当金、失業保険、扶養料など各種福利性を有する収入は家庭年収入に算入しない。

- (五) 夫婦双方とも高等学校以上の教育、又は同じ程度の職業技術教育を受けたことがある。
- (六) 18歳未満の子が5人未満で、且つ最も幼い子が1歳以上である。但し、特需児童を養子にする場合には、「18歳未満の子が5人未満」の制限は受けない。
- (七) 夫婦双方とも刑事罰を受けたことがなく、道徳良好、品行方正であり、法律・規則を遵守しており、且つ次にあげる事由がない。
- (a) 家庭内暴力、性的虐待、児童に対する遺棄、虐待の経歴がある（それにより逮捕されなかった又は有罪判決を受けなかった場合も含む）。
- (b) アヘン、モルヒネ、大麻、コカイン、ヘロイン、メタンフェタミンなど依存性のある麻酔薬品と向精神薬の使用歴がある。
- (c) 過度の飲酒歴があり、且つ禁酒してから10年未満である。
- 夫婦のいずれか一方に3回未満の重大な結果をもたらしていない犯罪記録があり、且つ改心して10年以上経過した場合、又は、5回未満の重大な結果をもたらしていない交通違反記録がある場合には、その養子縁組申請は情状を酌量して判断する。
- (八) 養子縁組について正しい認識を持っており、養子縁組を通じて棄児・孤児・障がい児に温かい家庭を提供し、養子となる児童が健康に成長するための需要を満たそうと望んでいる。国際養子縁組について正しい理解を持っており、国際養子縁組において生じうるリスクや、養子となる子の潜在的な疾病、発達遅滞、養子縁組後の不適合などの状況について、心の準備が十分にできている。
- (九) 養子縁組の申請書において、養子縁組成立後の養子の中国訪問を受け入れ、且つ規定に従い養子縁組成立後の報告書を提出することについて、明確に誓約している。
- (十) 上記文中の期間又は年齢に関する計算は全てCCCWAが養子縁組申請書類を受理した時に登記する時間を基準とする。

### ③2011年通知

しかし、2011年以降になると、CCCWAは逆に様々な要件緩和政策を打ち出すようになる。その背景としては、やはり国際養子縁組件数激減の影響が大きかったといえる。まずあげられるのは、CCCWAが2011年3月15日より採用した政策（以下、「2011年通知」という。）である。2011年通知では、（優先方針の対象外であった）未婚女性であっても、以下の要件を満たせば後述するSpecial Focus児童（以下、「特別注目児童」という。）を養子にすることができるとされている。実は、優先方針の施行前は、未婚者が養子縁組をするケースもかなり多く、例えば、当時中国から養子を迎え入れるアメリカ養親の内の約1/3が未婚女性であったといわれている<sup>62)</sup>。

2011年通知が示した要件を整理すると以下ようになる。

- (一) 申請者は、CCCWAの特需児童情報システム（Special Needs System）にリストされている特別注目児童を養子にすることができる。
- (二) 申請者は、一度に1名の特別注目児童を養子にすることができる。再度養子縁組をするためには、前回の縁組から1年以上経過していなければならない。
- (三) 申請者が30歳以上50歳未満である。申請者が50歳以上の場合、養子となる児童との年齢差が45歳以下である。
- (四) 申請者が未婚で、且つ同性愛者でないことが証明できる証明書を提出できる。
- (五) 申請者が児童のロールモデルとなる男性を指定する意思があることを明確に示し、男性友人が家庭の集まりに参加することを歓迎している。
- (六) 申請者が特需児童の身体的・心理的ニーズを理解し、特需児童を養子にするために、研修を受けたことがある。
- (七) 申請者が詳細な養育・リハビリ計画を有し、特需児童を世話するために、関連の資格を有するか、幅広い社会的又は家族の支援ネットワークを有する。
- (八) 申請者が申請者以外の保護者を任命している場合には、その保護者の同意書と陳述書が必要である。申請者に特定の男性パートナーがいる場合には、夫婦申請者の要件を適用する。
- (九) 申請者がCCCWAが定めた基準に合致し、身体的・精神的に健康である。
- (十) 申請者が法を遵守し、犯罪歴を有さず、道徳品行が良好である。
- (十一) 養子を含む家族1人当たりの平均年収が1万ドルに達し、家庭純資産額が10万ドルに達している。
- (十二) 申請者が養子の医療費がカバーできる良好な医療保険を有している。
- (十三) 申請者が児童の世話をしたことがあるか、又は医師、看護師、児童心理カウンセラーなどに従事した経験を有する。
- (十四) 18歳未満の子が2名以下であり、最も幼い子が6歳以上である。
- (十五) 申請者が特別注目児童を迎えるために、十分な準備を行っている。

(十六) ソーシャルワーカーは、家庭訪問を行った上、申請者の養子縁組の動機を迅速且つ十分に提供しなければならない。申請者は、特別注目児童との養子縁組について、よく検討した上で決定しなければならない。また、特別注目児童を監護する能力を有し、候補児童が幸福で健康な生活を送ることに責任を負わなければならない。

#### ④2015年通知

2014年12月、CCCWAは再び国際養子縁組に関する幾つかの政策変更を行い、2015年1月1日から施行すると発表した（以下、「2015年通知」という）。優先方針や2011年通知と同様に、今回の変更も、中国国内ではほとんど紹介されていない<sup>63</sup>。今回の一番大きい変更点は、養親の要件がさらに緩和されたことである。前述のように、2011年通知の発布によって、未婚女性も養子縁組をすることができるようになったが、但し、縁組の対象は特別注目児童に限定されていた。そして、新規定により、未婚女性は特需児童以外の子も養子にすることができるようになったのである。また、養親の年齢要件も緩和されている。従来の規定では、50歳を超える夫婦は養子縁組をすることができなかったが、2015年規定の施行により、1名のみ養子縁組をすることができるようになったのである。但し、養子との年齢差は50歳を超えることができない。さらに、養親の年収要件についても、例外規定が設けられている。前述のように、従来の規定では、家庭の1人当たりの平均年収が1万ドルに達していることが条件とされていた。新規定では、1人当たりの平均年収が1万ドルに達していなくても、もし、居住地の平均生活水準より高いことについて有効な証明書を提供できるのであれば、養子縁組ができる可能性もあるという、例外措置が講じられている。その他にも優先方針では、夫婦で特需児童以外の者を養子にする場合、18歳未満の子が5人未満であることが条件とされていたが、今回の規定変更により、5人の人数制限がなくなったのである。

## 2.5 形式的要件

### (1) 送養者の手続き

#### ①送養申請

児童を養子に送り出す場合、送養者は、所在の省クラスの民政部門に送養者の戸籍簿・

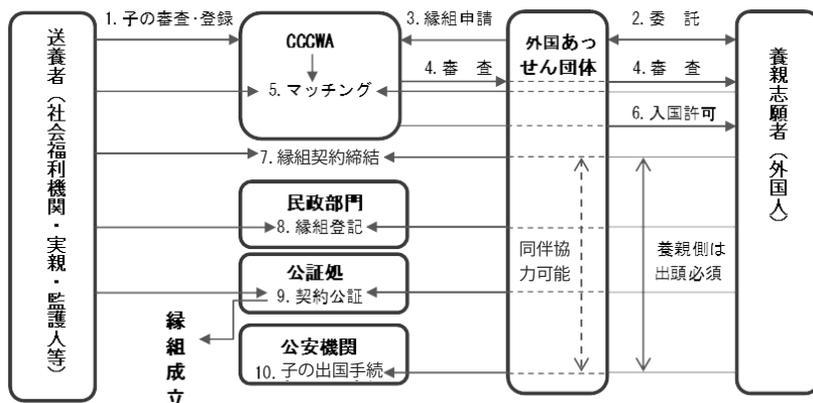


図2 中国国際養子縁組の流れ

居民身分証（社会福利機関が送養者である場合には、その責任者の身分証明書）、養子となる児童の戸籍証明を提出しなければならない（外登辦5条1項本文）。但し、実親又はその他の監護人が送養者である場合には、直接（県レベル以上の）民政部门に養子縁組の意思表示と書類提出を行ってもよいし、或いは社会福利機関を介してそれを行ってもよいとされている。後者の場合、依頼を受けた社会福利機関は送養者に対して手続きなどの協力をしなければならない（孤児収養意見）。

具体的な手続き・提出書類については下記のように、送養者によって異なる。

（一）送養者が実親である場合

前述のように、全ての実親が子を送養できるわけではなく、特別な困難があり子を扶養できない実親に限られている。従って、手続きの際には、特別な困難があり子を扶養できないことが証明できる書類も提出しなければならない（外登辦5条1項1号）。例えば、県レベル以上の医療機関が発行した重大な疾病があることの証明、県レベル障がい者連合会が発行した重度の障がいがあることの証明、人民法院が下した有期懲役又は無期懲役或いは死刑の判決書、郷・鎮人民政府又は街道辦事処が作成した実親に特別な困難があり扶養能力を有しないことの証明などがそれにあたる（孤児収養意見）。

その他に、実親は、養子縁組の同意書（「生父母或監護人同意送養の書面意見」）や所在地の計画出産部門と締結した計画出産契約も提出する必要がある（孤児収養意見）。

もし実親の一方が死亡したか又は行方不明になっている場合には、死亡証明書又は公安機関などが発行した行方不明証明書の提出も必要である。また、前述のように、死亡・行方不明の父・母側の祖父母には孫に対する優先扶養権があるので、送養の際には、右祖父母が出した優先扶養権を行使しない旨の声明文も提出しなければならない（外登辦5条1項1号、孤児収養意見）。

（二）送養者が実親以外の監護人である場合

子の実親が死亡したか又は民事行為能力を有しない場合には、その他の監護人が送養者となる。送養の際、監護人は、実親の死亡証明書又は人民法院が発行した実親に民事行為能力がないことを証明できる文書を提出する必要がある。その他に、監護人が所在する職場又は居民・村民委員会が発行した監護人の監護権が証明できる文書や、その他の扶養義務者（祖父母、成人の兄・姉）が作成し且つ公証を受けた養子縁組同意書も提出しなければならない（外登辦5条1項3号、孤児収養意見）。

なお、実親が民事行為能力を有しない場合であっても、監護人が送養できるのは、その実親が子に危害を加える可能性があるときのみである（現養12条）。従って、手続きの際には、実親が所在する職場又は居民・村民委員会、医療機関、司法鑑定機関などが作成した、実親が子に重大な危害を加える恐れがあることの証明書も提出しなければならない（外登辦5条1項2号、孤児収養意見）。

その他に、孤児収養意見の発布により、実親又はその他の監護人が子を送養する場合でも、社会福利機関が送養者である場合と同様に、養子となる子の写真や健康診断報告、及び成長報告書を提出しなければならないことになった。その内、成長報告書には、子の発達状況、生活慣習、性格、趣味などや、実親の基本情報などが含まれていなければならない

い。7歳以上の子については、心理発達状況や、学習、社交、道徳品行などを特に重点的に反映させなければならない（孤児収養意見）。

### （三）送養者が社会福利機関である場合

前述のように、社会福利機関に入所中の孤児、遺棄児童については、その社会福利機関が送養者となる。送養者が実親又はその他の監護人である場合と異なり、社会福利機関の申請資料の提出先は、（県レベルではなく）省レベルの民政部門である。

具体的な申請資料は以下のようなになる（若干規定2条）。

- (a)社会福利機関責任者の身分証のコピー（1号）。
- (b)候補児童の戸籍証明のコピー（2号）。
- (c)候補児童の成長報告書（3号）。成長報告書には、社会福利機関に入所した時の経緯、入所各段階における身体・心理の発達状況及び予防接種状況、性格特徴及び品行、好み、他人との交流状況などの情報が含まれていなければならない。児童が0歳～6歳の場合には、「被送養児童成長状況表」も提出しなければならない（社会福利機関は、3ヶ月ごとに一回右表を記入しなければならない）。
- (d)「被送養児童体格検査表」及び生化学検査報告書（有効期限は6ヶ月）。障がい児童の場合には、障がい診断証明書、検査報告、治療状況報告なども含む（4号）。なお、上記検査は、指定された病院で行わなければならない（地（市）級以上の児童病院又は小児科のある総合病院でなければならない）。病院を指定するプロセスとしては、まず社会福利機関を管轄する民政部門が省民政部門に申請し、省民政部門がそれを審査・批准した上、CCCWAに報告し登録してもらう流れとなる。その後、社会福利機関又はその管轄民政部門は、右病院と連携協約を締結し、双方の権利・責任関係を明確にする必要がある（4号）。
- (e)候補児童の普段の生活がわかるような直近の写真。障がい児童の障がいが外見上の特徴を有するものである場合には、その障がい部位の写真も含む（5号）。
- (f)候補児童が孤児である場合には、「社会福利機構接收孤児入院登記表」、実親の死亡証明書又は死亡宣告（失踪宣告）証明書、及び子の扶養義務者の養子縁組同意書。候補児童が遺棄児童である場合には、公安機関が発行した遺棄児童を発見した旨の通報記録、「拾捨棄嬰登記表」、「社会福利機構接收棄嬰入院登記表」（6号）。
- (g)候補児童が7歳以上である場合には、当該児童に関する状況報告書（7号）。
- (h)候補児童が10歳以上である場合には、当該児童の養子縁組同意書（8号）。

### ②審査・登録

社会福利機関から遺棄児童の送養申請があった場合、省民政部門は、審査の前に、まず所在省の新聞において、児童の実親を探す公告をしなければならない。もし、公告日から60日経過しても、その実親が現れない場合には、当該児童は遺棄児童（実親を探し出せない棄児・児童（現養4条2号））とみなされる（現養15条2項、外登辦6条1項本文、2項、若干規定3条）。

社会福利機関からの送養申請を受理した後、省民政部門は、以下の内容を重点的に審査しなければならない（若干規定3条）。

- (a)申請資料が全て揃っているか否か、また有効なものであるか否か（1号）。
- (b)候補児童の身体の発達状況が年齢相応のレベルに達しているか否か。健康検査の結果が国際養子縁組が可能な各指標に達しているか否か。知力低下や脳性麻痺及びその他国際養子縁組に適さない潜在的疾病に罹患しているか否か（2号）。
- (c)候補児童の入所経緯が明確であるか否か、また心身ともに健康であるか否か、及び道徳品行が良好であるか否か（3号）。
- (d)その他国際養子縁組に適さない問題があるか否か（4号）。

審査の結果、特に問題がなければ、省民政部門は、「涉外送養審査意見表」を記入し、社会福利機関から提出された資料と併せてCCCWAに送付する（若干規定5条）。CCCWAに申請資料を送付した後、当該児童について国内養子縁組の申請（国内の養親志願者）があった場合には、民政部門は直ちにCCCWAに報告しなければならない。もし当該児童について、国際養子縁組のマッチングがまだ行われていない場合には、国内養子縁組が優先されるのである（若干規定6条2号）。

## （2）養親志願者の手続き

外国の養親志願者が中国において中国籍の子を養子にする場合には、まず所在国の政府又は養子縁組組織（あっせん団体）を通じてCCCWAに申請資料を提出しなければならない。そして、もし審査に通った場合、その後の一連の手続きは中国国内で行うことになり、養親志願者は各主管部門へ出頭する必要がある。但し、それらの手続きは、基本的には所在国あっせん団体などの協力の下で行われている（あっせん団体のサービス内容に含まれている）。

養親志願者からした手続きの具体的な流れは、以下のようになる。

### ①申請資料の提出

まず、養親志願者は、次にあげる資料を所在国の政府又は養子縁組組織を通じてCCCWAに提出しなければならない。その内、（一）～（八）は、所在国の管轄機関が発行したものでなければならず、さらに、所在国の外交機関又は外交授権機関、及び所在国中国大使館・領事館の認証を受けなければならない（暫行要求第1部分）。養親志願者が勤務又は留学のために中国に連続で1年以上居住している外国人である場合には、（五）以外の資料のほか、さらに中国での所属会社・学校などが発行する婚姻状況証明書、職業、経済収入及び財産状況の証明書、刑事処罰有無の証明書及び県レベル以上の医療機関が発行する健康診断書も併せて提出しなければならない（外登辦4条3項、暫行要求第1部分）。

なお、2017年6月30日にCCCWAは「外国収養申請文件要求」（以下「文件要求」という。）を発布したが、その内容には暫行要求と比べて変更点が見られる。以下では、その変更点も踏まえながら、養親志願者が準備・提出しなければならない資料を確認しておく。

（一）国際養子縁組申請書

国際養子縁組申請書は、養親志願者が直筆で作成し、サインしたものでなければならない。申請書には、申請者の基本情報（氏名、生年月日、出生地、国籍）、養子縁組の申請理由、中国児童を養子にする際の要望、養子を遺棄・虐待せず、健やかに成長できるように扶養・教育する旨の誓約、養子が実子と同等の権利を有する旨の声明、CCCWAの規定通り縁組後の報告を提出する旨の誓約、などの内容が含まれていなければならない。

（二）出生証明書

出生証明書は、原則として申請者出生地の戸籍管理機関又は民事登記機関が発行したものでなければならない。但し、上記機関が出生証明書を発行しない場合には、公証機関又は公証人の公証を経た原初出生証明のコピーを提出してもよいとされている。

（三）婚姻状況証明書

夫婦が共同で養子縁組をする場合には、婚姻地の関連機関が発行する婚姻証明書を提出しなければならない。申請者が未婚である場合には、所在国の関連機関が発行する单身証明書又は個人が作成した单身声明文、及び同性愛者でない旨の声明文を提出しなければならない（所在国の法律により、同性愛者でない旨の声明文の提出が禁止されている場合は、この限りでない）。

（四）職業、経済収入及び財産状況の証明書

（五）健康診断書

（六）刑事処罰有無の証明書

（七）家庭状況報告

家庭状況報告は、所在国の政府機関又は養子縁組組織のソーシャルワーカーが家庭状況を調査した後に作成したものでなければならない。例えばアメリカの場合、上記養子縁組組織は、ハーグ認証を受けた国際養子縁組組織、又は養子縁組又は児童・家庭に関するサービスについてアメリカの認定委員会（Committee on Accreditation）の認定を受けた団体でなければならない（文件要求）。なお、家庭状況報告には、表3で示した内容に従って作成、準備しなければならない。

（八）政府批准書

養親志願者は、所在国の主管部門が中国における養子縁組を許可したことの証明を提出しなければならない。なお、候補児童が障がい児童又は6歳以上（特需児童）である場合、又は養親志願者の双方又は一方が華僑である場合、或いは養親志願者が仕事又は学習のために連続1年以上中国に居住している場合には、早めに処理するよう申請することができる（暫行要求第2部分）。

表3 家庭状況報告の作成方法（文件要求）

家庭状況報告に記載すべき内容	家庭状況報告に添付すべき資料
(a) 面会と訪問 <sup>64)</sup>	(a) 3通以上の推薦書 *親友、隣人、雇用主、同僚、家庭医、18歳以上の成年子、未成年子の教師など、養親志願者をよく知る者が作成したものでなければならない。
(b) 養子縁組研修状況	
(c) 養子縁組の動機	
(d) 家庭環境・申請者の簡単な紹介	
(e) 宗教・信仰	
(f) 婚姻状況	(b) 未婚の養親志願者が指定した予備監護・扶養者の声明文
(g) 子の状況 <sup>65)</sup>	
(h) 健康状況	
(i) 家庭の経済状況	
(j) 虐待・暴力歴、犯罪記録の有無	
(k) 住居環境	
(l) 養育計画	(c) 養親志願者の心理評定報告書
(m) 同居の非親族の状況 <sup>66)</sup>	
(n) (予備監護・扶養者の) 監護・扶養の承諾	
(o) 養子縁組申請の却下歴の有無	
(p) 評定と推薦	

(九) パスポートのコピー

(十) 2寸サイズの証明用写真2枚、及び家庭生活の写真6枚

## ②受理登記

CCCWAは、提出された養子縁組申請資料に不備がなく、且つ手数料の支払いが完了されている場合には、受理登記を行い、外国政府・養子縁組組織にその旨を通知する。もし、申請資料に不備があり、CCCWAより補完を求められた場合には、養親志願者は通知を受けてから60日以内に補完資料をCCCWAに提出しなければならない。

## ③審査とマッチング

受理登記を行った後、CCCWAは、(提出された申請資料に基づき) 養親志願者について審査を行い、養子縁組の要件が具備されていると判断した場合には、CCCWAに登録されている(養子志願の) 児童の中から、(養親志願者の要望、条件を考慮しながら) 適切と思われる児童を選定する(外登辦7条)。このようにマッチングを行った後、CCCWAは、選定した児童の関連資料(健康検査証明、成長状況報告、写真など)及び意見聴取書(「征求収養申請人意見書」)を外国政府・養子縁組組織を通じて養親志願者に送付し、当該児童との養子縁組について意思確認を行う。養親志願者は、CCCWAが意見聴取書を発送した日より45日以内に返答をしなければならない。もし選定された児童との養子縁組に同意しない場合、養親志願者は、CCCWAに送付された資料と意見書を返送しなければならない。そして、もし養親志願者が再度のマッチングを希望している場合、CCCWAはもう一度児童を選定し、養親志願者に意見聴取を行うこととなっている<sup>67)</sup>。

なお、養親志願者は、選定された児童についてもっと詳しく知りたい場合、必ずCCCWA

を通じて関連情報を取得しなければならない。マッチングの段階で、養親志願者と送養者が直接交渉することは禁じられている。

#### ④養子縁組可能通知書の発行

もし養親志願者が養子縁組に同意した場合、CCCWAは養親志願者に「来華収養子女通知書」（以下、「入国通知」という。）を送送するとともに、候補児童が所在する地方民政部门に「渉外送養通知」（以下、「送養通知」という。）を送付し、送養者に通知するように依頼する（外登辦7条）。

##### （一）送養者が社会福利機関である場合

送養通知を受けた社会福利機関は、候補児童の心身発達状況などを再確認し、もし大きな変化があり、国際養子縁組に適さなくなった場合には、素早く民政部门を通じてCCCWAに書面で通知しなければならない（若干規定8条1項）。再確認の結果、特に問題がなければ、社会福利機関は、養親志願者の状況を正確に7歳以上の児童に伝えるとともに、関連のカウンセリングを行わなければならない（若干規定8条2項）。

##### （二）送養者が実親又はその他の監護人である場合

民政部门及び送養者の委託を受けた社会福利機関は、送養通知を受けた送養者に協力して、養子縁組の準備作業を行わなければならない。また、養親志願者の状況を正確に7歳以上の児童に伝えたり、児童に対してカウンセリングを行うように、送養者を指導しなければならない（孤児収養意見）。

#### ⑤中国へ入国

入国通知を受け取った養親志願者は、通知書を持参し中国へ入国しなければならないが、入国前に養子縁組組織を通じて児童所在地の民政部门に（訪問）予約する必要がある。そうすると、民政部门から「お薦めの入国日」と「お薦めの養子縁組日」が提示される。入国後、養親志願者は、指定された日時に民政部门で送養者及び養子となる児童と会うこととなる。その際に、送養者は、養親志願者に児童の具体的な状況を説明し、児童を養親志願者に引き渡さなければならない。

なお、民政部门は、状況に応じて適当な「融和期間」を設け、養親志願者と児童との相互理解と融和をはからなければならないとされているので、児童を引き渡す際に、養親志願者と送養者はまず「融和期間委託監護契約」を結ばなければならない（若干規定9条）。融和期間では、基本的に養親志願者が独自で児童を監護しなければならない。

#### ⑥養子縁組登記

融和期間を経て特に問題がなければ、養親志願者と送養者は、養子縁組契約を締結した上で、民政部门に出頭し、養子縁組登記を行わなければならない。なお、夫婦一方が特別な事由により訪中・出頭することができない場合には、所在国が公証・認証した委任状を持参しなければならない（外登辦8条）。養子縁組契約は3部作成し、双方当事者が一部ずつ保管するほか、登記機関（民政部门）にも1部提出しなければならない（外登辦9条1

項）。

なお、養子縁組登記に関する業務を規範化するために、民政部は2008年8月に「収養登記工作規範」（民発〔2008〕118号。以下、「登記規範」という。）を發布している。それによると、養子縁組登記は、申請→受理→審査→責任者の批准→登記→登記証の発給、という手順に従い行わなければならないとされている（登記規範11条）。

#### （一）申請

養子縁組登記を申請する際に、養子縁組契約のほか、養親志願者は入国通知と（パスポートなどの）身分証明書及び写真を、送養者は民政部門が発行した送養通知と戸籍簿・居民身分証及び候補児童の写真を提出しなければならない（外登辦10条）。

#### （二）受理

養子縁組登記の申請を受けた民政部門は、自ら管轄権を有し、且つ申請書類が関連規定に反しない場合には、申請を受理する（登記規範13条1項1号、2号）。

具体的な流れとしては、以下のようになる。

- (a)登記係が、登記の類型（縁組・離縁・取り消しなど）を区分し、当事者から提出された書類・写真などが規定に基づいているかを確認する（登記規範14条1号）。
- (b)登記係が、縁組当事者、及び必要に応じてその他の関係者に対して尋問・調査を行い、書類偽造や虚偽申告があった場合の法的責任を告知する（登記規範14条2号、16条1項）。尋問・調査の主な内容としては、当事者・関係者の氏名、年齢、健康状況、経済及び教育能力、養親志願者・送養者と候補児童との関係、養子縁組の意思と目的などがある（登記規範16条2項）。候補児童が10歳以上の場合には、養子縁組自体及び養子縁組契約の内容について、その意思を確認する必要がある（登記規範16条1項、2項）。尋問・調査が終わった後、登記係は、尋問・調査記録を当事者・関係者に閲読させる。その内容に異議がない場合、当事者・関係者は書類に署名し、指印を押す（登記規範16条3項）。
- (c)縁組当事者が、登記係の確認の下で「収養登記申請書」を記入、署名する（登記規範14条3号）。
- (d)登記係が、当事者の情報を情報システムに入力し、照合と確認を行う（登記規範14条4号）。
- (e)登記係が、当事者の身分証（戸籍簿・身分証・パスポート・結婚証など）をコピーする（登記規範14条5号）。

#### （三）審査→責任者の批准→登記

登記係は、養子縁組申請を受理した翌日から7日以内に審査を行わなければならない（外登辦11条1項、登記規範18条2項）。審査の結果、養子縁組の条件に合致している場合には、登記係は「収養登記審査処理表」を記入し、当該民政庁（局）の責任者に報告し批准を仰ぐ。そして、申請が責任者に批准された場合、登記係は、養子縁組登記を行い、登記証を申請者に発給する（登記規範18条2項）。

#### （四）登記証の発給

養子縁組登記証を発給する際に、登記係は、申請者に対して、その氏名及び養子縁組意思を確認し、養子縁組成立後の法律関係（父母と子との権利・義務関係）を告知する（登記規範22条1項1号、2号）。養子縁組関係は、登記の日より成立する（外登辦11条1項）。なお、民政部門は登記を行った後、CCCWAに通知しなければならない（外登辦11条2項）。

#### ⑦養子縁組公証

養子縁組公証は、国際養子縁組の公証資格を有する公証機関で行わなければならない（外登辦12条）。公証申請をする際に、養親志願者と送養者はまず養子縁組公証申請書を読み入れなければならない。提出資料としては、養子縁組契約、養子縁組登記証、養親志願者の入国通知、養親志願者の身分証明書及び写真、送養者の戸籍簿・居民身分証、送養通知、候補児童の写真などがある。前述のように、現行法では、養子縁組公証は養子縁組成立の必須要件でなくなったのである（外登辦12条）。とはいえ、実際はほとんどの当事者が養子縁組公証を行っている。

#### ⑧出国手続き

養親は、養子連れて中国から出国する前に、養子縁組登記地の公安機関において養子の出国手続きを行わなければならない。その際に、養親は養子縁組登記証を提示しなければならない（外登辦12条）。

#### ⑨養子縁組後の報告（安置報告）

養子縁組後、養親はCCCWAに対して養子の状況などを定期的に報告しなければならない。

##### （一）報告回数

2003年2月1日に発布した暫行要求では、養子縁組組織は、養子が養親所在国に入国した後の6ヶ月目と12ヶ月目に、計2回ソーシャルワーカーを縁組家庭に派遣し、家庭訪問を行った上で、3ヶ月以内にCCAAに安置報告を提出しなければならないとされていた（もし、養子が養親所在国の国籍を取得していない場合には、国籍取得まで6ヶ月ごとに報告しなければならない。暫行要求第5部分）。しかしその後、CCAAは2011年3月18日に「関于強化保障措置、切実維護被収養児童權益的意見」（以下、「児童權益意見」という。）を発布し、養子縁組後の追跡期間を1年から5年に延長し、縁組後の（安置）報告回数も（6ヶ月目と12ヶ月目の）2回から（1ヶ月目、6ヶ月目、12ヶ月目、2年目、3年目、5年目の）6回に増やしたのである。なお、現在は、報告時期が6ヶ月目、12ヶ月目、2年目、3年目、4年目、5年目に変更されている（2015年通知）。

##### （二）報告の作成者

従来、安置報告は、6回ともソーシャルワーカーが作成しなければならなかったが、その後、制度が変更され、1回目～3回目の報告はソーシャルワーカーが作成し、4回目～6回目の報告は縁組家庭が作成することとなったのである（2015年通知）。

### （三）報告内容

安置報告には、以下の内容が含まれていなければならない（暫行要求第5部分）。

- (a)養子の健康情況、身体及び知的能力の発達状況、教育状況。
- (b)養子と養親、家庭、所在地域との融和状況。
- (c)養親のワーク・ライフ・バランス。
- (d)養親の養子に対する扶養、教育方法。
- (e)養子の国籍状況。
- (f)縁組家庭に生じた重大な変化（主に養親の婚姻状況の変化、仕事の変動、住居環境の変化、及び健康面で生じた重大な問題を指す）。
- (g)ソーシャルワーカーが報告する必要があると判断したその他の内容。
- (h)ソーシャルワーカーが下した全体的評価。

また、安置報告の際には、以下の資料も添付しなければならない（児童権益意見）。

- (a)養子と養親が写っている写真とその解説。提出枚数は従来4枚となっていたが、現在8枚に増やされている。
- (b)養子の健康診断証明。
- (c)養子の所在幼稚園・学校が作成した評語。
- (d)養子を書いた作文（養子が10歳以上の場合のみ）。

なお、養子が特需児童である場合には、12ヶ月目の報告の際に、養子に対する治療・リハビリ・扶養計画の執行状況も説明しなければならない（児童権益意見）。また、もし養子が成年に達する前に再度縁組されたり、死亡したり、その権益が侵害されるなどの事態が発生した場合には、養子縁組申請を行った政府部門・養子縁組組織は直ちにCCCWAに報告しなければならない（児童権益意見）。

## 2.6 障がい児童・年長児童に関する特別制度

### （1）特需児童の国際養子縁組の促進

障がい児童・年長児童<sup>68)</sup>など特需児童の養子縁組を促進するために、CCAAは、2000年9月25日に「中国収養中心委託収養組織為病残児童和大齡児童尋找収養家庭的實施辦法」を、そして2002年3月25日には「中国収養中心委託外国収養組織為特需児童尋找収養家庭的辦法」（以下、「特需児童辦法」という。）を發布し、特需児童安置プロジェクトをスタートさせた。さらに、2006年には、特需児童情報システムを開発し、国際養子縁組業務の効率化を図ったのである<sup>69)</sup>。

また、特需児童の国際養子縁組を後押しするものとして、2004年、民政部は障がいを持つ孤児を対象とする、宝くじの収益金により運営される「手術康復明日計画」（以下「明日計画」という。）を打ち出した<sup>70)</sup>。児童福利施設で暮らしている障がい孤児（0歳～18歳）が明日計画の主な対象となっている。民政部の統計によると、2003年末まで、54,522名の児童が全国各児童福利施設で暮らしているが、その内27,057名（49.6%）が障がい児であり、その中の14,347名の障がい児は手術などで治療・回復ができるタイプであるという<sup>71)</sup>。今後、年4,500名ほどの手術を必要とする児童が児童福利施設に入所することが予想されると

いわれている<sup>72)</sup>。2014年6月現在、計8万名以上の障がい孤児が明日計画により手術治療を受け、その内の1.8万名ほどが養子縁組で国内外の家庭へ送られたのである<sup>73)</sup>。

特需児童の国際養子縁組件数については、詳細な統計データは公表されていないが、例えば、張世峰元CCCWA主任の報告によると、2011年に中国から海外へ送り出された国際養子の60%以上が障がい児童、年長児童であるという<sup>74)</sup>。また、2012年、中国で行われた国際養子縁組のうち、障がい児童、年長児童など特需児童が占める割合は74%にのぼるという報告もある<sup>75)</sup>。さらに、例えば広東省養子縁組登記センターは2015年に444件<sup>76)</sup>の国際養子縁組登記を行ったが、その内、91.7%が障がいを持つ児童であるといわれている<sup>77)</sup>。広東省では、2008年から2015年までの8年間で、計3,750名の障がい児童が養子縁組で海外へ送られたという。それに対して、中国国内では、まだ健康児童、低年齢児童が主な対象となっているといえよう<sup>78)</sup>。

なお、実際に、児童福利施設における障がい児の割合の増加と、(国内・国際)養子縁組件数の減少との間に、どのような因果関係が存在するかについては、今後さらなる研究が必要である。

## (2) CWCプログラム (China Waiting Child Program)

健康で幼い児童を養子にしたい養親志願者について、CCCWAは、申請の先着順でマッチングを行っている。それに対して、年長児童<sup>79)</sup>や特定の障がいや症状<sup>80)</sup>を抱えた児童など特需児童に関しては、CCCWAは、CWCプログラムという特別な方法を採用している。

現在、特需児童について、CCCWAは海外あっせん団体とのネットワークを構築・運用している。CCCWAがオンラインで特需児童の関連情報をCWCリストに登録し、CWCプログラムに参加しているあっせん団体と養親志願者がリストの中から養子にしたい児童を選定するのである。CCCWAはCWCリストを関連諸国のあっせん団体と共有しているので、各あっせん団体は、同じ児童のファイルを同時に閲覧することができるが<sup>81)</sup>、もしあるあっせん団体が、特定児童のファイルをロックすると、そのファイルは一旦他団体からは閲覧できなくなる。但し、そのロックは72時間しか持続せず、その間に、養親志願者は当該児童との縁組手続きを進めるか否かを決断し、書類などを準備しなければならない<sup>82)</sup>。それに加えて、特定のあっせん団体に割り当てられる児童のファイルもあり、そのファイルの児童と養子縁組をする場合は、1週間以内に決断すればよいとされている<sup>83)</sup>。

## (3) CWC Special Focusプログラム

CWC Special Focusプログラムは、2ヶ月以上オンラインのCWCリストに情報が掲載されている児童の国際養子縁組を促進するために導入されたものである。各養子縁組あっせん団体は、CWCリストに掲載されている一部の特別注目児童 (Special Focus Children) の情報を、一定期間独自のリストのみに載せるよう要請することができる。そして、そのあっせん団体に依頼した養親志願者は、当該団体独自のリスト上の児童と縁組する資格を有する。特別注目児童については、6ヶ月以内に養子縁組必要書類と申込書をCCCWAに提出すればよいとされている<sup>84)</sup>。

## 注

- 56) 雷明光（編）『中華人民共和国収養法評注』（厦門大学出版社、2016年）73頁〔王叶剛〕。
- 57) <http://cccwa.mca.gov.cn/article/sysw/zxjd/201103/20110300141458.shtml>（2018年9月1日最終アクセス）。
- 58) <http://www.ccaifamily.org/WaitingChild/WCP-Qualification>（2018年9月1日最終アクセス）。2016年6月の時点まで、CCAIは計12,000人以上の中国孤児・障がい児をあっせんし、その内4,000人以上が（学習障がい、情緒障がい、自閉症など）「特殊な教育を必要とする児童」であるという（<http://www.baihehua.org/Home/About>（2018年9月1日最終アクセス））。
- 59) <https://www.new-beginnings.org/adoption-programs/adopting-a-child-from-china/china-adoption-faqs/>（2018年9月1日最終アクセス）。
- 60) <http://www.gwca.org/china-adoption/eligibility/>（2018年9月1日最終アクセス）。
- 61) <http://cccwa.mca.gov.cn/article/sysw/zxjd/201103/20110300141460.shtml>（2018年9月1日最終アクセス）。
- 62) Nightlight Christian Adoptions (NCA), <https://www.nightlight.org/2011/03/china-changes-course-singles-are-now-able-to-adopt/>（2018年9月1日最終アクセス）。
- 63) 2015年通知の概要は、アメリカ国務省のホームページで確認することができる（<https://travel.state.gov/content/adoptionsabroad/en/country-information/alerts-and-notice/china14-12-34.html>（2018年9月1日最終アクセス））。
- 64) ソーシャルワーカーと養親志願者との面会・談話・訪問の時間、場所、方法。ソーシャルワーカーは養親志願者と直接会って面会などを行わなければならない（ビデオ通話は面会とみなされない）。上記面会などは4回以上でなければならず、その内少なくとも1回以上の家庭訪問を実施する必要がある（暫行要求第1部分、文件要求）。
- 65) 10歳以上の子と同居している場合には、国際養子縁組についてのその子の意見を聴取する必要がある（文件要求）。
- 66) 親族でない同居人がいる場合、同居人と養親志願者の関係、同居の原因、同居人が養親志願者の家庭生活に関与しているか否かなどを確認しなければならない。もし同居人が養親志願者の家庭生活に深く関与している場合、ソーシャルワーカーは、その同居人の虐待・暴力歴、犯罪記録の有無、及び中国から養子を迎え入れることについての意見などを聴取しながら、その同居人が養子に不利な影響を与える可能性を評価しなければならない。養親志願者が未婚者である場合には、ソーシャルワーカーは、養親志願者と同居人が同性愛関係であるか否かについて、明確な判断を下さなければならない。
- 67) 「関于収養和外国人在中国収養有关問題答問」盧炳瑞（編）『民政管理執法全書：兒童収養管理』（中国言実出版社、2004年）30頁-31頁。
- 68) ここでいう「年長兒童」について、暫行要求は6歳以上の学齡兒童と定義している（暫行要求第2部分）。
- 69) 「涉外収養：讓孤殘兒童回帰家庭」中国社会報2016年6月22日付。
- 70) 民政部「関于印發《“殘疾孤兒手術康復明天計画”實施方案》的通知」を参照（<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shfhhshsw/200711/20071100003618.shtml>（2018年9月1日最終アクセス））。
- 71) 具体的には、普通外科（12種類）が1,463名、骨外科（10種類）6,973名、五官科（15種類）4,667名、

脳外科（2種類）1,244名である（同上）。

72) 同上。

73) 「“明天计划” 实施十年救治 8 万余孤残儿童」京華時報2014年6月17日付6面。

74) 張世峰「加强儿童福利政策研究 着力推进孤残儿童永久性安置」社会福利2011年12期8頁。

75) 「可收养家庭远高于被收养儿童 - 涉外收养中残疾大龄儿童達74%」法制日報2013年2月21日付6面。

76) 『中国民政統計年鑑2016年』には446件となっている。

77) 「讓孤残儿童实现永久性安置」中国社会報2016年6月16日付。

78) 「我国收养“内”“外”有別」新民晚報2013年2月21日付A12面。

79) 例えばCCAIは、上記「年長兒童」を10歳以上と伝えている (<http://www.ccaifamily.org/WaitingChild/Webinar/Index.htm> (2018年9月1日最終アクセス))。

80) 口唇裂や口蓋裂、欠損指や欠損手、内反足、整形外科的問題、先天性心疾患、視力や聴力の問題などが最も一般的であるという（同上）。

81) Hawaii International Child (HIC), <http://adoptionhawaii.org/programs/china-waiting-child-special-focus/> (2018年9月1日最終アクセス) など参照。

82) 同上。

83) 同上。

84) GWCA, <http://www.gwca.org/waiting-child/special-focus/> (2018年9月1日最終アクセス) など参照。

キーワード：養子縁組、国際養子、養子縁組あっせん、養子法、中国法

(Li Xian)